

【諮問第91号】

14川公審第32号
平成14年10月17日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会長 多賀谷 一 照

諮問第91号に係る答申について

平成12年1月31日付け11川総行情第203号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第91号】

1 審査会の結論

実施機関の不存在を理由とする拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 平成11年12月10日付けで、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「定期監査資料（最新のもの）行政情報課分」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は請求対象公文書を「定期監査資料(定期監査・決算監査説明書)の行政情報課分」と特定し、平成11年12月22日付けで、文書不存在のため、公文書閲覧等請求に対する拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 本件処分に対して、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、平成12年1月13日付けで、文書不存在は不当であるとして本件処分の取消しを求め異議申立てを行ったのが、本件不服申立て（当審査会諮問第91号事件）である。

3 不服申立人の主張要旨

平成12年1月13日付け異議申立書、平成14年6月14日付け（同月26日受付）の意見書によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 不服申立人は、文書の特定について神奈川県「定期監査・決算監査説明書」を例示したが、川崎市におけるまったく同様の文書を請求したのではない。よって当該文書が存在しないことを理由とする本件処分は不当である。
- (2) 川崎市において定期監査がどのような手続きで行われているのか、行われているとすれば対象となった資料が存在するはずで、当該資料すべてを対象文書として特定すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成12年4月10日付け処分理由説明書及び平成14年9月10日の事情説明によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

情報公開担当の窓口で不服申立人から本件請求を受け付けるに当たり、不服申立人は自ら神奈川県「定期監査・決算審査説明書」の表紙の写しを提出し、この説明書に相当する同様の公文書を閲覧したいと受付担当職員に伝えた。

そこで、実施機関は、不服申立人が請求した本件請求に係る公文書を特定するため、不服申立人が例示した神奈川県「定期監査・決算審査説明書」

の作成部署である神奈川県県民部情報公開課に問い合わせを行ったところ、この「定期監査・決算審査説明書」は、監査を受ける際に監査委員からの依頼により、監査を受ける事業に関する情報を事前に提出させる調査票であることが判明した。

川崎市においては、監査の際にそのような調査票の提出は求められておらず、したがって公文書として作成していないので、文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書の特定

平成11年12月10日付け不服申立人からの条例に基づく公文書閲覧等請求書には「定期監査資料（最新のもの）行政情報課分」と記載があり、併せて神奈川県県民部情報公開課が作成した「平成11年8月3日実施 定期監査・決算審査説明書」の表紙の写しが添付されていた。

そこで、実施機関は、不服申立人の意思を確認の上、神奈川県「定期監査・決算審査説明書」に相当する公文書を請求対象文書とした。

(2) 神奈川県と川崎市の監査方式の相違

実施機関の事情説明によれば、神奈川県では監査を行うに先立ち、監査委員から各監査対象部署に「定期監査・決算審査説明書」の提出を求めており、それは、監査を受ける事業に関する情報を事前に提出させる調査票で、これに基づき監査委員が事業の概要を把握し、その後、実質的な監査手続きに入ることにしているとのことである。

一方、川崎市では、監査委員からこのような調査票の提出は求められておらず、事前に監査委員が独自に事業の概要等を調査の上、各監査対象部署に係る書類の提出を求めるなど具体的な監査手続を行っている。

このように神奈川県と川崎市とでは、監査に係る事前手続が異なることから川崎市では調査票を作成しない。

(3) 拒否処分に至った手続

情報公開担当の窓口で不服申立人から本件請求を受け付けるに当たり不服申立人は自ら神奈川県「定期監査・決算審査説明書」の表紙の写しを提出し、この説明書に相当する同様の公文書を閲覧したいと受付担当職員に伝えていた。

そこで、実施機関は、特定された文書を確認するため、神奈川県「定期監査・決算審査説明書」の作成部署である神奈川県県民部情報公開課に問い合わせを行い、この「定期監査・決算審査説明書」は、監査を受ける際に監査委員から依頼のあったものであり、監査を受ける事業に関する情報を事前に提出させる調査票であることを確認した。

しかし、川崎市では、上記のとおり、定期監査を実施するに当たり監査委員から神奈川県のような調査票の提出を求められていないことから、神奈川県「定期監査・決算審査説明書」に相当する公文書は存在しないので、文書不存在を理由として、拒否処分とした。

したがって、このような経緯に照らせば、実施機関の拒否処分は妥当であると判断する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委員 福江 裕 幸

委員 安富 潔